改正後

目次

第一章　［略］

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　［略］

第二款　［略］

第三款　刑事局（第二十三条―第三十三条）

第四款　交通局（第三十四条―第三十八条）

第五款　警備局（第三十九条―第四十六条）

第六款　サイバー警察局（第四十七条―第五十条）

第七款　警察庁顧問（第五十一条）

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十二条―第七十九条）

第二款　［略］

第三款　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局（第百二十一条―第百四十五条）

第二目　警察支局（第百四十六条―第百五十七条）

第三目　管区警察学校（第百五十八条―第百六十六条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十七条―第百七十六条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十七条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十七条　［略］

２　生活安全企画官は、命を受け、令第十八条第一号から第六号までに掲げる事務（生活安全産業室の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

［条を削る。］

改正前

目次

第一章　［同上］

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　［同上］

第二款　［同上］

第三款　刑事局（第二十三条―第三十二条）

第四款　交通局（第三十三条―第三十七条）

第五款　警備局（第三十八条―第四十五条）

第六款　サイバー警察局（第四十六条―第四十九条）

第七款　警察庁顧問（第五十条）

第二節　附属機関

第一款　警察大学校（第五十一条―第七十九条）

第二款　［同上］

第三款　［同上］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局（第百二十一条―第百四十四条）

第二目　警察支局（第百四十五条―第百五十五条）

第三目　管区警察学校（第百五十六条―第百六十四条）

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十五条―第百七十四条）

第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十五条）

附則

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第二款　生活安全局

（生活安全企画官）

第十七条　［同上］

２　生活安全企画官は、命を受け、令第十八条第一号から第六号までに掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（犯罪抑止対策室）

第十八条　生活安全局生活安全企画課に、犯罪抑止対策室を置く。

２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号及び第二十一号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　犯罪抑止対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、犯罪抑止対策室の事務を掌理する。